

2020年1月23日

「民法の一部を改正する法律」施行等を踏まえた各種預金規定等の改定について

当行では、2020年4月の「民法の一部を改正する法律」施行をふまえ、2020年4月1日より各種預金規定等を改定いたします。また、規定見直しに伴い一部規定を変更し、同日改定いたしますので、併せてご確認ください。なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、あらかじめご了承ください。

1. 主な改定内容

①規定の変更条項を明確化（新設または一部変更）

「民法の一部を改正する法律」において、定型約款変更の制度が新設されたことから、規定の変更についての取扱いを明確化します。

●対象規定：中京総合口座規定 他48規定
(中京総合口座規定より抜粋(下線部を変更します。))

改定前	改定後
20. (規定の変更) (1) この規定の各条項は、 <u>金融情勢その他諸般の状況の変化等相当の事由があると認められる場合には、店頭表示等の方法で公表することにより変更できるものとします。</u> (2) 前記(1)の変更は、 <u>公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものと</u> します。	20. (規定の変更) (1) この規定の各条項その他の条件は、 <u>金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</u> (2) 前記(1)の変更は、 <u>公表等の際に定める適用開始日から適用されるものと</u> します。

②後見人等に関する届出義務の明確化（新設）

「民法の一部を改正する法律」において、制限行為能力者が他の制限行為能力者の法定代理人として行った行為は取り消すことができる旨が定められたことから、預金者の後見人等が法定後見制度の対象となった場合の届出義務を明確化します。

●対象規定：中京総合口座規定 他15規定
(中京総合口座規定より抜粋(下線部を追加・変更・削除します。))

改定前	改定後
12. (成年後見人等の届出) (1) 家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって <u>当店に届出</u> てください。 <u>(新設)</u> (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって <u>当店に届出</u> てください。 (3) <u>すでに補助・補佐・後見開始の審判を受けてい</u>	12. (成年後見人等の届出) (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって届出てください。 <u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出</u> てください。 (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他の必要な事項を書面によって届出てください。 (3) <u>すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けてい</u>

<p>る場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記(1)および(2)と同様に<u>当店</u>に届出てください。</p> <p>(4) 前記(1)から(3)までの届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に<u>当店</u>に届出てください。</p> <p>(5) (省略)</p>	<p>る場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記(1)および(2)と同様に届出てください。</p> <p>(4) 前記(1)から(3)までの届出事項に取消または変更等が生じたときも同様に届出てください。</p> <p>(5) (省略)</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

③定期預金の満期日前解約の制限の明確化（新設および一部変更）

「民法の一部を改正する法律」では、「(寄託者(預金者)は受寄者(銀行)に対していつでもその返還を請求できる)」との規定が適用され、別段の合意がない限り、定期預金の満期日前であっても解約できることとなるため、定期預金の満期日前解約の制限について明確化します。

●対象規定：期日指定定期預金規定 他 1 2 規定

(期日指定定期預金規定より抜粋(下線部を追加・変更します。))

改定前	改定後
<p>3. (利息)</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>(6) <u>当行がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は預入日(継続をしたときは最後の継続日)から、解約日の前日までの日数について預入期間に応じた別表に定める利率(小数点第3位以下は切捨てます)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</u></p> <p>(7) (省略)</p>	<p>3. (利息)</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>(6) <u>この預金を後記4の(1)により満期日前に解約する場合には、その利息は預入日(継続をしたときは最後の継続日)から、解約日の前日までの日数について預入期間に応じた別表に定める利率(小数点第3位以下は切捨てます)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</u></p> <p>(7) (省略)</p>
<p>4. (預金の解約、書替継続) (新設)</p> <p>(1) この預金の利息は解約時(自動継続扱の場合は満期日)に預入日から満期日の前日までの日数および、つぎの預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。</p> <p>① 1年以上2年未満 通帳または証書記載の「2年未満」の利率</p> <p>② 2年以上 通帳または証書記載の「2年以上」の利率</p> <p>(2) <u>前記(1)の解約または書替継続の手續に加え、この預金を解約または書替継続することについて正当な権限を有することを確認するため当行所定の本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。</u></p>	<p>4. (預金の解約、書替継続)</p> <p>(1) <u>この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</u></p> <p>(2) この預金の利息は解約時(自動継続扱の場合は満期日)に預入日から満期日の前日までの日数および、つぎの預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。</p> <p>① 1年以上2年未満 通帳または証書記載の「2年未満」の利率</p> <p>② 2年以上 通帳または証書記載の「2年以上」の利率</p> <p>(3) <u>前記(2)の解約または書替継続の手續に加え、この預金を解約または書替継続することについて正当な権限を有することを確認するため当行所定の本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。</u></p>

④投資信託の約款変更条項を明確化（一部変更）

定型約款では約款の変更について事前周知が必要となるため、約款の変更はインターネット等により事前周知する旨を明確化します。

- 対象規定：投資信託受益権振替決済口座管理約款 他7規定
(投資信託受益権振替決済口座管理約款より抜粋（下線部を変更します。）

改定前	改定後
<p>(約款の変更)</p> <p>第21条 この約款は、法令の変更または監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。<u>なお、改定の内容が、お客さまの従来の権利を制限するもしくはお客さまに新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。</u></p>	<p>(約款の変更)</p> <p>第20条 この約款は、法令の変更または監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに、<u>民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の約款の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。</u></p>

⑤中京銀行 貸金庫規定 保証人条項（削除）

中京銀行 貸金庫規定 保証人条項を削除します。

- 対象規定：中京銀行 貸金庫規定（規定を抜粋（下線部を削除します。）

改定前	改定後
<p>15. (保証人)</p> <p><u>保証人は、この契約から生ずるすべての債務について借主と連帯して履行の責めに任ずるものとしてします。この契約が継続された場合も同様とします。</u></p>	<p>(削除)</p>

2. 規定見直しに伴う変更

①「マネーローディング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づく届出事項の変更、通帳の再発行等（新設・一部変更）

上記ガイドラインに基づき預金規定の変更を行っていますが、他の預金規定同様変更を行います。

- 対象規定：中京譲渡性預金規定（規定を抜粋（下線部を追加・変更します。）

改定前	改定後
<p>6. (届出事項の変更、証書の再発行等)</p> <p>(1) 証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、<u>直ちに書面によって証書に記載の取扱店に届出てください。</u></p> <p>(2)～(3) (省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>6. (届出事項の変更、証書の再発行等)</p> <p>(1) 証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所、<u>在留資格・在留期間</u>その他の届出事項に変更があったときは、直ちに<u>当行所定の方法により証書に記載の取扱店に届出てください。</u></p> <p>(2)～(3) (省略)</p> <p>(4) <u>預金口座開設の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届出てください。</u></p>

②振替制度への移行条項（削除）

振替制度への移行期の規定を削除します。

●対象規定：投資信託受益権振替決済口座管理約款

（投資信託受益権振替決済口座管理約款より抜粋（下線部を削除します。））

改定前	改定後
<p><u>（振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意）</u></p> <p><u>第20条 振替法の施行に伴い、お客さまが有する特例投資信託受益権について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客さまから当該特例投資信託受益権の受益証券のご提出を受けた場合には、投資信託受益権振替決済口座約款に基づき振替受入簿の記載または記録に関する振替機関への申請について、お客さまから代理権を付与された投資信託委託会社からの委任に基づき、第1号および第2号に掲げる諸手続き等を当行が代わって行うこと並びに第3号および第4号に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</u></p> <p><u>1 振替法附則第32条において準用する同法附則第14条において定められた振替受入簿の記載または記録に関する振替機関への申請</u></p> <p><u>2 その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等（受益証券の提出など）</u></p> <p><u>3 振替口座簿への記載または記録に際し、振替手続き上、当行の口座（自己口）を経由して行う場合があること</u></p> <p><u>4 振替法に基づく振替制度に移行した特例投資信託受益権については、振替法その他の関係法令および振替機関の業務規程その他の定めに基づき、この約款の規定により管理すること</u></p>	<p>（削除）</p>

3. 対象となる各種預金規定等

項番	規定名称	改正民法 対応			
		①規定の変更	②成年後見の届出	③定期預金の満期前解約	④投資信託の約款の変更
1	反社会的勢力の排除に係る規定	○			
2	中京総合口座規定	○	○		
3	普通預金規定	○	○		
4	<中京>後見支援預金に係る特約	○			
5	貯蓄預金規定	○	○		
6	<中京>貯蓄預金スイングサービス規定	○			
7	納税準備預金規定	○	○		
8	通知預金規定	○	○		
9	当座勘定規定	○			
10	定期預金共通規定	○	○		
11	期日指定定期預金規定	○		○	
12	自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）	○		○	
13	自由金利型定期預金規定（大口定期）	○		○	
14	変動金利定期預金規定	○		○	
15	利息分割受取型自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）	○		○	
16	自由満期型定期預金規定	○		○	
17	自動積立式定期預金規定	○	○	○	
18	定期積金（スーパー積金）規定	○	○	○	
19	財形預金共通規定	○			
20	財形積立式定期預金規定	○	○	○	
21	財形住宅預金規定	○	○	○	
22	財形年金預金規定	○	○	○	
23	中京譲渡性預金規定（※規定見直しに伴う変更①）	○	○		
24	外貨普通預金規定	○	○		
25	貯蓄型外貨普通預金規定	○	○		
26	外貨定期預金規定	○	○	○	
27	外貨定期預金（為替オープン型）規定	○		○	
28	中京振込規定	○			
29	代金取立規定	○			

項番	規定名称	改正民法 対応			
		①規定の変更	②成年後見の届出	③定期預金の満期前解約	④投資信託の約款の変更
30	<中京>でんさいサービス利用規定	○			
31	<中京>ビジネスダイレクトファイル伝送サービス (入出金明細・振込入金明細) 利用規定	○			
32	中京ファームバンキングサービス利用規定	○			
33	<中京>ビジネスダイレクト利用規定	○			
34	<中京>ビジネスダイレクト ワンタイムパスワード利用規定	○			
35	<中京>ビジネスダイレクトによる預金等の不正な払戻しに関する補てん規定	○			
36	中京キャッシュカード規定	○			
37	中京ICキャッシュカード特約	○			
38	中京キャッシュカード(法人用)規定	○			
39	中京銀行 貸金庫規定 (※改正民法対応 ⑤保証人条項削除)	○			
40	中京銀行 貸金庫規定(自動貸金庫用)	○			
41	中京銀行「両替機専用カード」ご利用規定	○			
42	<中京>ダイレクトねっと版利用規定	○			
43	なごやめし支店取引規定	○	○		
44	中京Web 口座振替受付サービス利用規定	○			
45	アプリからの口座開設に係る特約	○			
46	中京銀行アプリ利用規定	○			
47	中京銀行アプリ残高照会利用規定	○			
48	中京夜間金庫規定	○			
49	<中京>ポイントサービス規定	○			
50	投資信託受益権振替決済口座管理約款 (※規定見直しに伴う変更②)				○
51	累積投資約款				○
52	金銭の振込先指定方式取扱規定				○
53	<中京>投資信託積立サービス規定				○
54	特定口座約款				○
55	未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款				○
56	保護預り規定兼振替決済口座管理規定				○
57	地方債証券等振替決済口座管理規定				○

以上